

9. 保健と健康管理について

1. 園で行う 健康診断、諸検査について

項目	内容	回数 及び 時期
健康診断	内科 歯科	年2回（春・秋） 年1回（秋）
身体計測	身長・体重	毎月1回
蟻虫卵検査	ピンテープ2回法	年1回（夏）

※1歳6ヶ月児・3歳児健康診査は、市で行っています。

2 保育中に具合が悪くなった場合には、保護者にお知らせします。

症状によっては、早めのお迎えをお願いします。

発熱の場合、38℃以上でお迎えをお願いしています。

（P21 厚生労働省感染症ガイドライン 参照）

3 急な病気やけがの場合には、園にて病院へお子さんをお連れします。

医師の処置が必要と判断される場合は、保護者へ連絡の上、保育園で医療機関を受診します。保護者に連絡がとれない場合は、お子さんの身体の安全を優先させ、当保育園が責任を持って対処しますのであらかじめご了承願います。

受診後に船橋市子ども医療費助成受給券・保険証を医療機関にお持ちください。

4 与薬は「医療行為」です。保育園では原則として行うことができません。

- ① 保育園での与薬は原則的に行いません。医療機関で受診する際は保育園に通っていることを医師に伝え、家庭で服用できるようにご相談ください。（朝・晩または、朝・夕・寝る前など）

医師の判断により集団保育可能で尚且つ、保育時間中の与薬が必要な場合は、

「薬の連絡票」（みほん①）の提出をお願いします。なお「薬剤情報提供書」が有る場合には、併せて添付して下さい。

- ② 取り扱う薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬剤調剤したものに限り、保護者の方の個人的な判断で持参した薬は、対応できません。
- ③ 「薬の連絡票」と1回分の薬に記名をして、職員に手渡してください。使用する薬は、当日分のみ持参して下さい。※点眼薬・軟膏は1週間単位で預かります。